

別紙

## 水切りゴム板単価契約仕様書

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」とおり	3m	4	
		4m	186	
		5m	82	
合計			272	

※ 上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

1 各森林事務所の内訳及び納品先は「別紙2」とおり

2 発注及び納品等

発注は各納品先から必要数量を取りまとめ、北海道森林管理局森林整備第二課企画係から注文書を発行する。

3 納品は特別な理由がない限り、発注を受けた日から30日以内を期限とする。

(納付期限が土曜・日曜・祝日等に当たった場合は、休日明けの日を期限とする。)

4 納品にあたっては、納品書を発行し、各納品先の検査員の検査を受けた後、指示する場所へ納品すること。

# 水切りゴム板の仕様

## 【仕様の詳細・見本】

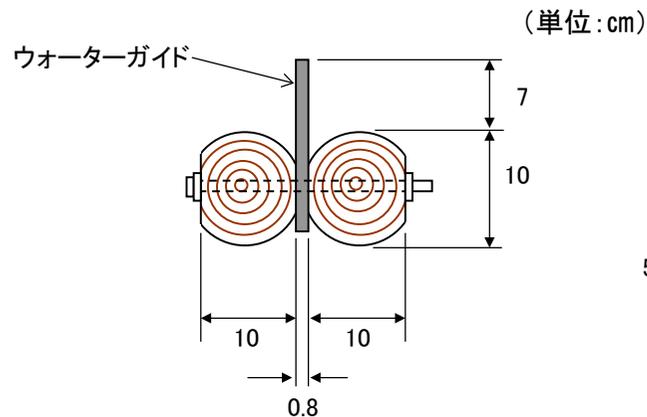
### 1 木材の材質

- ・スギ、カラマツまたはN材のたいこ挽材

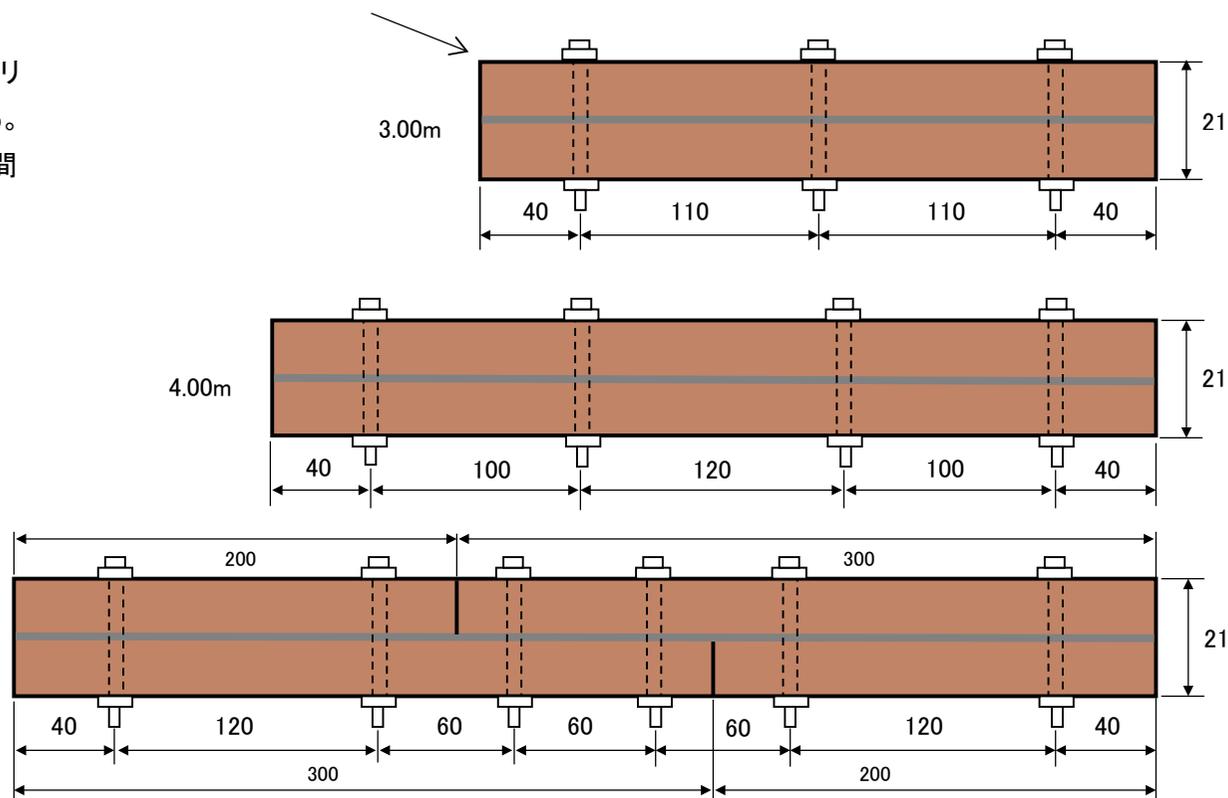
### 2 ウォーターガイドの品質・規格

- ・ウォーターガイドは天然ゴム合成、芯材はナイロン(またはポリエステル)帆布2枚とし、ベルト強力は160N/mm以上とする。
- ・検査方法はJIS K6322に準拠、老化条件70°C × 168時間とし、硬度65±5(°)、摩耗量250(mm<sup>3</sup>)以下とする。
- ・サイズ 厚さ0.8cm 幅18cm 長さ3.00m、4.00m、5.00m

### 3 構造図



ウォーターガイド



## 別紙2

## 森林管理署別予定数量内訳及び納品先

石狩 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m	103	
		5m	32	
合 計				

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
石狩市厚田区厚田資材置場	石狩市厚田区厚田国有林内(212林班)	0133-78-2416
江別市西野幌倉庫	江別市西野幌国有林内(42林班)	011-386-0304
定山溪森林事務所	札幌市南区定山溪849	011-598-4351
簾舞森林事務所	札幌市南区簾舞1条2丁目12-1	011-596-2509
赤井川森林事務所	赤井川村字都113	0135-34-6263
恵庭市盤尻倉庫	恵庭市盤尻国有林内(5002林班)	0123-32-5026
千歳森林事務所	千歳市桂木1丁目5-4	0123-23-4236
浜益森林事務所	石狩市浜益区柏木204	0133-79-3161

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

空知 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m	25	
		5m		
合 計				

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
桂沢・幾春別合同森林事務所	三笠市幾春別滝見町324	0126-22-1694
夕張合同森林事務所	夕張市千代田5番地	0123-56-5211
辺溪森林事務所	芦別市上芦別町176	0124-22-2374

## 別紙2

## 森林管理署別予定数量内訳及び納品先

日高北部 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m	4	
		4m	4	
		5m	4	
合 計			12	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
日高北部森林管理署	沙流郡日高町栄町東2丁目258-3	01457-6-3152
日高北部森林管理署 振内森林事務所	沙流郡平取町字振内31-3	01457-3-3409

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

上川北部森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m		
		5m	3	
合 計			3	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
上川北部森林管理署	上川郡下川町緑町21-4	01655-4-2551

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

宗谷 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m	4	
		5m	8	
合 計			12	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
鬼志別森林事務所	宗谷郡猿払村字鬼志別西町183	01635-2-3639
枝幸森林事務所	枝幸郡枝幸町幸町8121	0163-62-1408

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

網走南部 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m	20	
		5m		
合 計			20	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
清里合同森林事務所	斜里郡清里町羽衣町27-12	0152-25-3164

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

十勝東部 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m		
		5m	5	
合 計			5	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
十勝東部森林管理署	足寄郡足寄町北3条2丁目3-1	0156-25-3161

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

後志 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m	30	
		5m		
合 計			30	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
京極森林事務所	虻田郡倶知安町字京極456	0136-42-2104
発足採種園	岩内郡共和町発足1	0135-73-2132
永豊森林事務所	島牧郡島牧村字泊83-22	0136-75-6007
登別森林事務所	登別市幌別町6丁目4-4	0142-23-3234

別紙2

森林管理署別予定数量内訳及び納品先

檜山 森林管理署

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m		
		4m		
		5m	30	
合 計			30	

※上記予定数量は見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

納 品 先	住 所	連 絡 先
乙部森林事務所	爾志郡乙部町字緑町864-3	0139-62-2361
茂辺地森林事務所	北斗市茂辺地4丁目1-9	0138-73-0907
		(上磯森林事務所)
木古内森林事務所	上磯郡木古内町字木古内214-4	01392-2-2159

様式第5号（第4条）

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 黒川 正美 殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

（代理人）

氏 名

㊞

¥

---

ただし、第2号物件「水切りゴム板単価契約」の代金

内訳は別紙単価内訳書のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書及び契約条項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本工業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 代理人による入札の場合は、入札者の㊞は不要とする。

別 紙

## 入 札 内 訳 書

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	単価 (円)	金額
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m	4		
		4m	186		
		5m	82		
合 計			272		

# 単 価 契 約 書 (案)

1. 品 名 水切りゴム板単価契約

2. 契約金額等

(1) 予定総契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

(2) 予定数量及び単価 別紙、単価内訳書のとおり

3. 納品先 別紙仕様書のとおり

4. 契約期間 自 (契約日)  
至 平成29年3月31日

5. 契約保証金 免除

上記契約について、買受人 支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 黒川 正美  
(以下「甲」という。)と売渡人 (以下「乙」という。) との間において次の条項により契約を締結し、その契約成立の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 買受人 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
支出負担行為担当官  
北海道森林管理局長 黒川 正美

(乙) 売渡人

代理人

# 契 約 条 件

(総則)

第1条 乙は甲又は甲の命じた職員の指示により、頭書の期限内に、契約物件の納入を完了しなければならない。甲は、これに対し、契約金額を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙はこの契約に属する権利若しくは義務を、甲の承認を得ないで、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(甲の指示)

第3条 乙はこの契約を履行するについて、売買契約上必要な慣行に属する事項又は、この契約に関して疑義を生じた場合は、甲の指示に従うものとする。

(物件の納入検査)

第4条 乙は物件を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知し、品質・規格・数量等に関し、甲又は甲の命じた職員の検査を受けるものとする。

2 前項の検査は、甲が乙より第1項の通知を受けた日から10日以内に乙の立会のうえ行うものとする。この場合において乙が立会わないときは、乙の立会のないまま検査を行うことがあっても、乙は検査の結果に対し、異議を申立てることができないものとする。

3 検査に合格したときをもって、乙から甲に物件の引渡し完了し、所有権が移転したものとする。この場合の物件納入の性質上必要な容器、外包は特別の定めのない限り甲の所有とする。

(検査不合格の場合)

第5条 乙は前条の検査の結果、不合格のものがあつたときは、納入期限内又は、甲の指定した期限内に代品と引換え、又は補修のうえ納入し、前条の検査を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による場合)

第6条 乙は天災その他不可抗力により、納入期限内に物件を納入することができないときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の延長を請求することができるものとする。

2 甲は前項の場合において、その理由が正当と認めるときは納入期限を延長し、その旨を書面により乙に通知するものとする。

(乙の履行延長等による違約金)

第7条 甲は乙の責に帰する理由により、物件の全部、又は一部について納入期限内に納入することができない場合において、納入期限後に納入する見込みがあると認めるときは、甲は納入期限を延長することができる。

2 前項による遅延違約金は、未納物件に対して、納入期限の翌日から起算して、納入の日までの遅延日数に応じ、年率5.0パーセントの割合で計算した金額とする。

3 第5条の規定により、物件を代品と引換え、又は補修のうえ納入した場合において、同条の規定による甲の指定した期限内であっても、頭書に規定する納入期限を越えたときは、前項の規定に準じて遅延金を徴収するものとする。

(危険負担)

第8条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

(瑕疵負担)

第9条 甲に引渡し完了した物件に、隠れた瑕疵があり、又はこれによって生じた損耗、毀損については、物件の所有権が甲に移転した後1年間は甲の指示に従い代品と引換え、又はその補修等に要する費用を負担するものとする。

(売買代金の支払)

第10条 売買代金は第4条の規定により、物品の全部の所有権が甲に移転した後、甲は乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に口座振込により支払うものとする。

2 甲が前項に定めた支払期限までに代金を支払わない場合は、甲の期限の翌日から起算して支払当日までの日数に応じ売買代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の遅延利息を乙に口座振込により支払うものとする。

3 甲が第1項の期限までに支払をしないことが、天災その他やむを得ない事由による場合は、その事由の継続する期間は前項の遅延日数に算入しないものとする。

(検査の遅延)

第11条 甲が第4条に規定する期限までに検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前条第1項の支払期間の日数から差引くものとし、又この遅延期間の日数が、支払期間の日数を超える場合は、その越える日数に応じ、前条の規定に準じ遅延利息を乙に支払うものとする。

2 前条第3項の規定は前項の場合に準ずる。

(契約の解除)

第12条 次の各号の何れかに該当する場合は、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合は違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に口座振込により支払わなければならない。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により、契約の解除を申し出たとき。

(債権債務の相殺)

第13条 甲はこの契約により、乙より甲に支払うべき債務が生じたときは、売買代金と相殺することができる。もし乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額より超過するときは、乙はその不足額について、甲の指示するところにより、これを納入しなければならない。

(特約事項)

第14条 この契約の特約事項は特約1及び特約2のとおりとする。

(紛争の解決)

第15条 この契約について紛争が生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 第三者については、甲・乙協議により選定するものとする。

(契約外事項)

第16条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

[特約1]

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲(買受人をいう。以下同じ。)は、この契約に関し、乙(売渡人をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の請負金額の100分の10に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

〔特約2〕

【暴力団排除に関する特約条項】

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 買受人は、売渡人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 買受人は、売渡人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 売渡人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 売渡人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 売渡人は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 買受人は、売渡人が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 買受人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより売渡人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 売渡人は、買受人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、買受人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 売渡人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を買受人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別 紙

## 単 価 内 訳 書

品名	品質・規格	長さ	予定数量 (基)	単価 (円)	金額	備考
水切りゴム板	別紙1「水切りゴム板の仕様」のとおり	3m	4			
		4m	186			
		5m	82			
合 計			272			
消費税				8 %		
合 計						